

目黒区と学校法人東邦大学との連携・協力に関する基本協定書

目黒区（以下「区」という。）と学校法人東邦大学（以下「大学」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、保健医療福祉の分野を中心に、区と大学の両者がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 区と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 医療・保健福祉に関する事項
- (2) 健康教育・学習に関する事項
- (3) 自然環境の保全・創出に関する事項
- (4) 大規模災害発生時における連携協力に関する事項
- (5) その他区と大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、区と大学の担当部署との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、区と大学が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、区と大学との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成31年3月31日

目黒区長

青木 英二

学校法人東邦大学理事長

炭山 嘉伸